報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和７年 11 月 28 日

# 無線設備規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

－43GHz 帯鉄道用無線通信システムの制度整備－

総務省は、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）等の一部を改正する省令案等について、令和７年９月 20 日（土）から同年 10 月 20 日（月）までの間、意見募集を行いました。その結果、２件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、当該省令案等について、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

## １　概要

鉄道事業では、ワンマン運転の導入が検討されており、乗降時・出発時の安全確認等のため、ホーム上の複数地点からの監視カメラの映像を運転席に伝送するホーム画像伝送システムの需要が高まっています。また、列車の安全性確保のため、車内映像や地上・車上設備の検測情報等を地上側と車上側でやり取りすることが可能な大容量の無線通信システムの導入も求められているところです。これらの需要に対応可能なシステムとして43GHz帯の周波数を使用した無線システムが利用され始めています。

当該無線システムは、今後、設置数の大幅な増加が見込まれており、それに伴い、システム間の干渉も増加することが懸念されています。

こうした現状を踏まえ、システム間の共用条件等を明確化するため、情報通信審議会（会長：遠藤　信博　日本電気株式会社特別顧問）における検討を経て令和７年７月、「43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る技術的条件」について、同審議会から一部答申を受けました。

これを受けて、当該システムを導入するために必要な制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和７年９月20日（土）から同年10月20日（月）までの間、意見募集を行いました。

改正の概要は別紙１のとおりです。

## ２　意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は、別紙２のとおりです。

## ３　電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、無線設備規則等の一部を改正する省令案のうち電波法（昭和25年法律第131号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会に諮問したところ、本日、原案の内容により改正することが適当である旨の答申を受けました。

## ４　今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

【関係報道資料】

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
－43GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備－（令和７年９月19日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000732.html

「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち
「43GHz帯鉄道用無線通信システムの技術的条件」
ー情報通信審議会からの一部答申ー（令和７年７月17日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000717.html

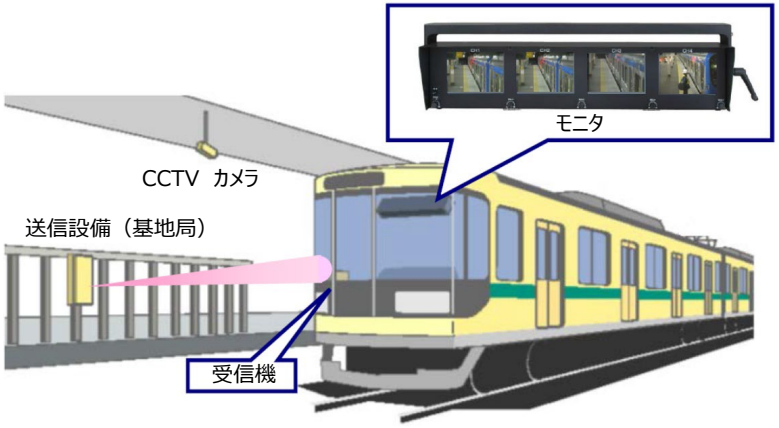
（連絡先）
総合通信基盤局電波部移動通信課
（担当：田野課長補佐、塚本第一技術係長）
電話：03-5253-5895
E-mail：land_radio_atmark_ml.soumu.go.jp
（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示していますので、御送信の際は「@」に変更してください。）

# 43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備

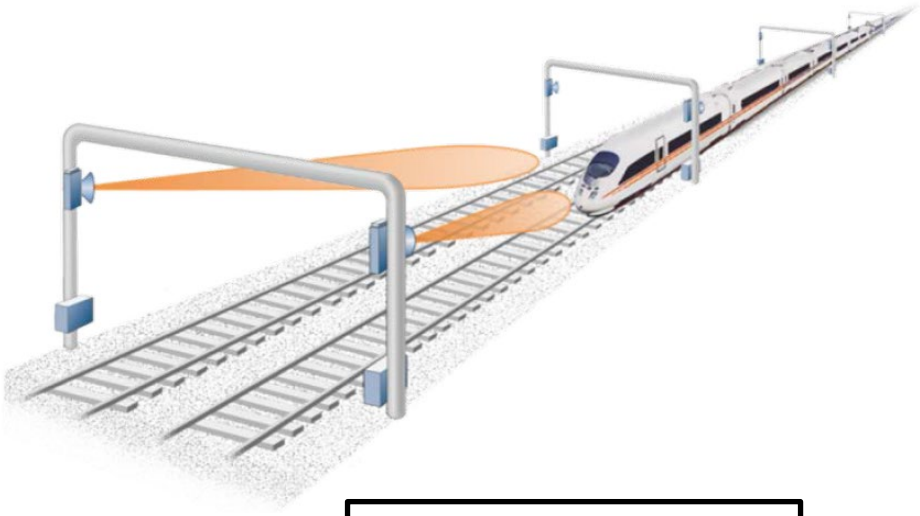
## 改正の背景

- 鉄道事業では、ワンマン運転の導入が検討されており、乗降時・出発時の安全確認等のため、ホーム上の複数地点からの監視カメラの映像を運転席に伝送するホーム画像伝送システムの需要が高まっている。また、列車の安全性確保のため、車内映像や地上・車上設備の検測情報等を地上側と車両側でやり取りすることが可能な大容量の無線通信システムの導入も求められているところ。
- 車両の移動範囲が線路上に限定され、駅停車時も決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえ、これらの需要に対応可能なシステムとして、直進性が強く広帯域の周波数が確保可能な43～45GHz帯の周波数を使用した無線システムが利用され始めている。
- このような状況を踏まえ、43GHz帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について検討を行い、令和７年７月17日に情報通信審議会からの一部答申を受けたことから、今般、当該システムの技術基準を策定するとともに技術基準適合証明制度の対象とするため、関係規定の整備を行う。

## 想定される利用シーン




ホーム画像伝送システム



列車無線システム

出典：APT/AWG/REP-78, APT Report on System Description, Technologies and Implementation of Railway Radiocommunication Systems Between Train and Trackside (RSTT)

別紙２

# 無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
# （43GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備）
# に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
# （意見募集期間：令和７年９月20日～10月20日）

提出件数２件（法人・団体等１件、匿名１件）

| No | 意見提出者<br>（順不同） | 提出された意見 | 考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 匿名 | 新しい43GHz帯の鉄道用無線通信システムの導入について、技術立国日本としての発展を目指す観点から、必要な財源を投入して安全性を確保することに賛同します。<br>特に、列車運行や乗客の安全確保が最優先であることを踏まえ、設備や運用体制に十分な投資を行い、現行システムとの干渉やトラブル防止策を明確に整備していただきたいです。<br>この取り組みが、鉄道の安全性向上と日本の技術力強化の両立につながることを期待します。 | 本改正案への賛同のご意見として承ります。 | 無 |
| 2 | 自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会 | 43 GHz帯鉄道用無線通信システムの制度整備に向けて無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成するにあたり、電波天文業務との共用検討結果を訓令案にご反映いただきましたことに感謝申し上げます。<br><br>43 GHz帯鉄道用無線通信システムの導入に係る「陸上無線通信委員会報告(案)」に対し実施されたパブリックコメントで、当方が提出した意見は、「送信機の設置方法を工夫することで近隣電波天文局への有害干渉を避けることができる。本システムの社会実装に際しては、検討結果に沿った事前調整を実施いただきたい」であり、陸上無線通信委員会からは「電波天 | 本改正案への賛同のご意見として承ります。 | 無 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 文の受信設備からの所要離隔距離の範囲内で鉄道用無線通信システムを設置又は運用する際には、鉄道事業者において、本案に沿った適切な対応が行われることが必要」と回答いただきました。<br>今回提示された訓令案は電波天文業務との共用検討結果及び上記意見への回答に沿うものであり、電波天文業務にとって重要な帯域における有害干渉の防止に資するものと考えます。 | | |

注　意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。